

別紙 1

令和 8 年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

県内中小企業等においては、原材料価格・人件費・物流費等の上昇により、収益力の低下や賃上げ余力の不足が顕在化している。持続的な賃上げと経営の安定化を確保するためには、コスト増分を適切に取引価格へ反映できる取引環境の整備と、企業が主体的に価格交渉へ踏み出せる機運の醸成が不可欠である。

しかし、県内企業の中には、取引停止への懸念や交渉ノウハウの不足から、価格転嫁に向けた交渉に踏み切れない事業者が依然として存在しており、こうした課題を踏まえ、企業単独では対応が難しい価格交渉を専門家が伴走し、交渉スキルの向上と成功事例の創出を図ることが求められている。

本業務は、専門家による県内中小企業への伴走支援を通じて、価格交渉に必要な知識・データ整備・交渉技法を体系的に習得させ、価格転嫁の成功事例を創出する。さらに、得られた知見を横展開し、県内企業全体の価格転嫁力の底上げを図ることで、適正な取引環境の形成を促進することを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務内容

（1）価格転嫁伴走支援業務

専門家が県内中小企業に対し、以下の内容で伴走支援を実施すること。

（ア）支援企業の要件

支援企業は、鳥取県内に本店又は主たる事務所を有する小規模事業者又は中小企業者とする。

（イ）支援企業数

5 社以上とする。

（ウ）支援企業の選定

選定に当たっては発注者と協議の上、受注者が支援企業を選定する。

（エ）支援企業の業種

企業間取引（B to B）を主とする企業を対象とし、特定の業種に偏らないよう選定すること。

（オ）支援内容

ア 専門家が支援企業を複数回訪問し、ヒアリング等を通じて、実情を把握した上で価格交渉に必要な原価計算などの知識や根拠となるデータ整備、交渉スキルの獲得など、個々の支援企業にあわせて、価格交渉の実施に向けた支援を伴走型で行う。

イ 専門家は、支援企業の意見や要望を踏まえ、価格転嫁支援内容を適切に調整すること。

（カ）派遣する専門家

価格転嫁に精通した者（中小企業診断士の資格を持つ者や企業に対する経営相談業務の経験がある者等）とする。

（2）好事例横展開研修会の開催

価格転嫁伴走支援業務での成功事例や県内における価格転嫁の好事例及び得られた知見を県内事業所へ共有を図るとともに、価格転嫁におけるスキル向上を図ることを目的に、以下のとおり研修会を開催すること。

（ア）実施時期

令和 9 年 2 月頃

（イ）実施回数

2 回以上

（ウ）実施方法

集合及びオンライン形式

(エ) 対象者

鳥取県内の小規模事業者、中小企業者又は業界団体など

(オ) 実施内容

ア 研修会の参加募集にあたり、広報物を作成し、広く県内事業者等に周知すること。

イ 価格転嫁伴走支援において、価格交渉・価格転嫁に成功した好事例の取組の共有を図ること。

ウ 価格転嫁における価格交渉に必要な書類の作成方法や交渉スキルのポイントを解説する価格転嫁に必要なスキルの向上を図ること。

(3) 事務局業務

本業務の実施に当たっては、5に記載の実施体制を設け、適宜、鳥取県と協議及び役割分担しながら以下のとおり事業を運営すること。

(ア) 本業務全体の進捗管理に関すること

(イ) 価格転嫁伴走支援の実施にあたって行う支援企業と専門家のマッチングに関すること

(ウ) 価格転嫁伴走支援の進捗管理に関すること

(エ) 好事例横展開研修会の運営に関すること

(オ) その他本業務の円滑な実施に向けて必要な事務局業務に関すること

5 実施体制

(1) 本業務の実施に当たっては、以下の実施体制を設けること。

(ア) 本業務の実施責任者の配置（1名以上）

(イ) 価格転嫁の専門性の高い専門家を配置（1名以上）

(2) その他（留意点）

発注者と協議の上、受注者が必要な連絡調整、資料作成等を実施すること。

6 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

7 完了報告書の提出

(1) 成果物

委託業務完了報告書（様式第1号による）に以下の成果物を添付すること。

(ア) 価格転嫁伴走支援業務の支援記録（個社ごとの価格転嫁の有無及び転嫁の状況について記載）

(イ) 好事例横展開研修会で利用した資料一式

(2) 報告期限

本業務の完了後10日以内又は令和9年3月26日（金）のいずれか早い日まで

(3) 提出場所

鳥取県商工労働部商工政策課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）

8 業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため鳥取県と密接に連携を取りつつ作業を推進すること。また、作業の内容に疑義が生じた時は、鳥取県はその都度、受注者に状況の報告を求めることができるものとする。

(2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料についてこの契約以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

(3) 受注者は、本業務を行うため鳥取県から提供された情報等を、滅失改ざん及び破損してはならない。

(4) 受注者は、本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報・死者情報の取

扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

- (5) 受注者は、本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、鳥取県と協議の上処理すること。
- (6) 鳥取県は、本業務が完全に履行された場合に委託料を受注者に支払う。なお、履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なる場合には、委託料の全部又は一部を支払わないので、あらかじめ注意すること。

委託業務完了報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

令和8年 月 日付けで委託契約を締結した業務が完了したので、仕様書7の規定により、下記のとおり報告します。

記

委託業務の名称	令和8年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務
委託料	*****円
業務実施内容	1 価格転嫁伴走支援業務 2 好事例横展開研修会の開催
着手年月日	
完了年月日	

※業務実施内容は別紙添付可

- 添付書類
- (ア) 価格転嫁伴走支援業務の支援記録（個社ごとの価格転嫁の有無及び転嫁の状況について記載）
 - (イ) 好事例横展開研修会で利用した資料一式